【発行：栄経営労務管理事務所】

*従業員のみなさまへ、労働法令・施策などを分かりやすくお伝えします！*

「治療」と「仕事」の両立支援を理解しよう！

　がん、脳卒中、心疾患など**「それまで健康だった人が、突然病気にかかり治療が必要になると、以前のように働けなくなること」は誰もが起こりうること**です。治療に専念することになるか、あるいは、治療しながら働くかはケースバイケースになりますが、近年の診断技術や治療方法の進歩により、かつては「不治の病」とされていた疾病も「長く付き合う病気」に変化しつつあります。

　**自らが「治療」と「仕事」の両立が必要な時に備える**だけでなく、**両立支援が必要になった家族や職場の同僚をサポート**するためにも、今回は**厚生労働省サイト「治療と仕事の両立支援ナビ」**に掲載されている内容をご紹介します。

●治療と仕事の両立支援とは？

　**「治療と仕事の両立支援」**は、治療が必要な疾病を抱える労働者の申出に基づき、**業務によって疾病を悪化させることなどがないよう、事業場が適切な就業上の措置および治療に対する配慮**を行う取組みです。主治医の意見を踏まえ、労働者本人、産業保健スタッフ、人事労務管理担当者が十分な話し合いのもと、実施されます。

●両立支援の流れ～働く方が会社へ申し出ることからスタートします～

　「両立支援」は、**以下の１～３のような流れ**で進みます。そして、就業上の措置及び治療への配慮の具体的内容及びスケジュール等についてまとめた計画**「両立支援プラン」などを会社が策定することが望ましい**です。

なお、下記の「勤務内容などを伝える書面」「主治医からの意見書」「両立支援プラン」の各様式例については「治療と仕事の両立支援ナビ」に掲載されています。

**３**　主治医が作成した**「意見書」**を

勤務先へ提出

**１**　働く方から主治医へ**『勤務内容』**や**『勤務情報』**

などを伝える**書面**を提出

両立支援

　　　　プラン

・今後の治療、通院の予定

・就業上の措置

・治療への配慮

・フォローアップの方法

・スケジュール　　など

勤務先

働く人

（患者）

主治医

**２**　主治医が**『就業継続の可否』**や**『就業上の措置』**など、働き続ける上で

　　望ましい配慮を記した**「意見書」**を作成します。

●治療と仕事の両立に関する「相談支援機関」

　各都道府県にある**「産業保健総合支援センター（産保センター）」**において、治療と仕事の両立支援のための専門の相談員を配置し、**『両立支援に取り組む事業場への個別訪問指導』『患者（労働者）と事業者の間の調整支援等』**などの支援を行っています。

　その他にも、専門的な相談窓口として「治療就労両立支援センター」「がん相談支援センター」「肝疾患相談支援センター」「難病相談支援センター」「精神保健福祉センター」などがあります。

裏面は、治療と仕事の両立に関する「支援制度」

１　医療費

●治療と仕事の両立に関する「支援制度」

●**高額療養費制度**（申請窓口）公的医療保険の担当窓口　（支援対象者）公的医療保険の被保険者・被扶養者

　同一月に支払った医療費の自己負担額が一定金額（自己負担限度額）を超えた場合に、超過分が後で払い戻される制度。自己負担限度額は被保険者の年齢・所得状況により設定されている。

●**限度額適用認定証**（申請窓口）公的医療保険の担当窓口　（支援対象者）公的医療保険の被保険者・被扶養者

　事前に発行された本認定証を医療機関等に提示することで、高額療養費制度を利用する場合に、1か月間の窓口での支払いが自己負担限度額以内に抑えられる。

●**高額療養費貸付制度**（申請窓口）公的医療保険の担当窓口　（支援対象者）公的医療保険の被保険者・被扶養者

　同一月に支払った医療費の自己負担額が自己負担限度額を超えた場合に、当座の支払いに充てる資金として、高額療養費支給見込額の８割相当の貸付を無利子で受けられる。

**●高額医療・高額介護合算療養費制度**

（申請窓口）公的医療保険の担当窓口　（支援対象者）公的医療保険の被保険者・被扶養者で1年間に医療保険・介護保険の両方で自己負担があった者

　医療保険・介護保険の自己負担額の合算が基準額を超えた場合、超過分の払い戻しを受けられる。

**●確定申告による医療費控除**（申請窓口）所轄税務署の担当窓口　（支援対象者）確定申告を行った納税者

　自身や生計を一にする配偶者など親族のために支払った医療費のうち、一定金額分の所得控除を受けられる。

**●難病（小児慢性特定疾病）の患者に対する医療費助成制度**

（申請窓口）地方公共団体の担当窓口　（支援対象者）国が指定した難病（小児慢性特定疾患）の患者のうち一定の基準を満たす者

　自己負担割合を軽減し、また同一月に支払った医療費の自己負担額が一定金額（自己負担限度額）を超えた医療費の助成を受けられる。

**●肝炎患者（B型・C型）に対する医療費支援**（申請窓口）居住する都道府県の担当窓口　（支援対象者）B型・C型ウイルス性肝炎患者

　核酸アナログやインターフェロンフリー等による肝炎の医療費、定期検査費（年２回まで）や肝がん・重度肝硬変の入院医療費（過去１年で既に３月入院している場合）について、同一月に支払った医療費の自己負担額が一定金額を超えた医療費の助成を受けられる。

**●自立支援医療制度**（申請窓口）居住する市区町村の担当窓口　（支援対象者）身体に障害を有する者・精神疾患のために継続的な通院を必要とする者

　心身の障害の軽減のための医療について、自立支援医療受給者証を指定自立支援医療機関に提示することにより、所得等に応じて、自己負担額の軽減措置が受けられる。

２　生活支援

**●傷病手当金**（申請窓口）協会けんぽ、健康保険組合担当窓口　（支援対象者）協会けんぽ、健康保険組合の被保険者で、傷病のため会社を休み、事業主から十分な報酬を得られない者

　所定の要件に該当した場合に、最長１年６か月の間、１日当たり被保険者の標準報酬月額の３０分の１の３分の２相当額の支払いを受けられる。

**●生活福祉資金貸付制度**（申請窓口）市区町村社会福祉協議会　（支援対象者）低所得者世帯・障害者世帯・高齢者世帯

　無利子または低金利で、生活再建に必要な生活費等の貸付を受けられる。

**●介護保険制度**（申請窓口）市区町村介護保険担当窓口　（支援対象者）要介護認定等を受けた者

　所得の状況により１割～３割の自己負担により、介護サービスを受けることができる。

**●障害基礎年金**（申請窓口）年金事務所、市区町村国民年金担当窓口　（支援対象者）所定の要件に該当する障害者

　認定された障害の等級に応じて、一定額の年金を受給できる。

**●障害厚生年金**（申請窓口）年金事務所　（支援対象者）所定の要件に該当する障害者

　認定された障害の等級に応じて、一定額の年金を受給できる（障害基礎年金と並行しての受給可能）。

**●障害手当金**（申請窓口）年金事務所　（支援対象者）所定の要件に該当する障害者

　傷病が治った（障害が固定した）場合で、労働について何らかの制限のある場合に、一時金を受給できる。

**●身体障害者手帳**（申請窓口）市区町村障害福祉担当窓口　（支援対象者）身体障害者福祉法別表に定める障害の状態にあると認められた者

　手帳が交付されると、障害の程度に応じて障害福祉サービス等が受けられるほか、公共料金、交通機関の旅客運賃、公共施設の利用料金の割引、各種税の減免等のサービスを受けることができる。

**●精神障害者保健福祉手帳**

（申請窓口）市区町村障害福祉担当窓口　（支援対象者）精神保健福祉法施行令に定める1級～ 3級の精神障害の状態にあると認められた者

　手帳が交付されると、公共施設の利用料金の割引等のサービスを受けることができる。

**●障害福祉サービス**（申請窓口）市区町村障害福祉担当窓口　（支援対象者）身体障害者、知的障害者、精神障害者又は難病等対象者

　障害支援区分等に応じて、介護や訓練等の支援を受けられる。

**「治療」と「仕事」の両立支援を理解しよう！**　発行：栄経営労務管理事務所